

はりまや橋観光バスターミナル指定管理者仕様書

1 趣旨

この仕様書は、はりまや橋観光バスターミナル条例（平成20年条例第86号。以下「条例」という。）及びはりまや橋観光バスターミナル条例施行規則（平成20年規則第108号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 対象施設の概要

(1) 名 称：はりまや橋観光バスターミナル（以下「バスターミナル」という。）

(2) 所 在 地：高知市はりまや町一丁目14番12号

(3) 施設概要

構 造 鉄骨造

敷地面積 3,227.5m²

建築面積 836.11m²

延床面積 929.48m²

施設内容 駐車場・停留施設1,291m²、旅客待合施設819m²、植樹帯260m²、簡易駐輪場111m²

その他（南側通路化粧擁壁及び目隠しフェンス、待合広場、植栽等南側通路、待合広場等）

その他詳細は、別添「施設概要書及び施設平面図」を参照のこと。

3 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 市民等の平等な利用を確保する。
- (2) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (3) 施設の効率的・弾力的運営を行う。
- (4) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- (5) 利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (6) バスターミナルの施設としての魅力ある事業を実施し、市民サービスの向上に努める。
- (7) 個人情報の保護を徹底する。
- (8) 情報公開を積極的に推進する。
- (9) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成する場合は、高知市と協議を行う。
- (10) 災害時緊急時の体制を確保する。

4 管理の基準

(1) 使用時間等

条例第7条に規定するとおり

ア 停留施設及び旅客待合施設の使用時間は、午前6時から午後10時まで。

イ 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとし、入出場できる時間は、午前6時から午後10時まで。

ウ 簡易駐輪場の供用時間は、午前零時から午後12時まで。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市長の承認を得て使用時間等を変更することができる。

(2) 使用の制限

ア 条例第13条に基づく停留施設使用許可の取消し等

条例第13条に規定する場合には、許可条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

イ 条例第20条に基づく駐車場使用許可の取消し等

条例第20条に規定する場合には、駐車場の使用の許可を取り消し、又は駐車場の使用を禁止しなければならない。

ウ 条例第21条に基づく簡易駐輪場の駐車の拒否

条例第21条に規定する場合には、簡易駐輪場の利用を拒否することができる。

(3) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第11条の規定を遵守すること。

5 法令等の遵守

バスター・ミナルの管理運営に当たっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）ほか労働関係法規

(3) 条例及び条例施行規則

(4) 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）及び同条例施行規則（平成17年規則第126号）

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関係法令

(6) 高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）及び同条例施行規則（昭和62年規則第68号）

(7) 高知市公共調達条例（平成24年条例第4号）及び同条例施行規則（平成27年規則第93号）

(8) その他管理運営に適用される法令で、指定期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い、費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定できるものとする。

6 業務内容

(1) 管理運営のための体制の整備に関すること。

ア 従業員の雇用等に関すること。

(ア) 管理責任者を配置のこと。入出場取扱時間帯（午前6時から午後10時）に従業員を1名以上配置すること。また、管理運営に係る全従業員（臨時職員を含む。）の勤務形態等については、労働基準法・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）・その他労働関係法令を遵守し、管理運営に支障のないように配置すること。

(イ) 従業員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

イ 経理業務・受付業務・帳簿作成業務・その他体制の整備に必要な業務を実施すること。

(2) 施設の利用に関すること。

条例及び条例施行規則に基づき、使用許可等を行うこと。

ア 条例第10条及び第15条に定める使用の許可

イ 条例第13条及び第20条に定める許可の取消し等

ウ 条例第21条に定める駐車の拒否

エ その他使用許可に関する業務

オ 施設の使用受付に関する業務

カ 使用の記録統計事務に関する業務

(3) バスの誘導に関すること

入出場取扱時間帯（午前6時から午後10時）に交通誘導警備資格者を1名以上配置すること。詳細は「施設及び設備の維持管理業務基準」のとおり

(4) 施設及び設備の維持管理に関すること。

「施設及び設備の維持管理業務基準」のとおり

施設及び設備並びに備品等が破損・消耗等した場合の負担については、「はりまや橋観光バスターミナル指定管理に係るリスク分担表（以下「リスク分担表」という。）」に定めるとおりとする。

(5) バスターミナル事業の運営に関すること。

ア 条例第5条に規定する事業を実施すること。

イ 事業計画書に基づき、バスターミナル事業を実施すること。

ウ 施設利用者のニーズの把握に努め、事業の計画及び実施に反映させること。

(6) 自主事業の運営に関すること。

ア 自主事業計画書により、実施すること。

イ 市民のニーズに係る有効な調査を実施し、事業の計画及び実施に反映されていること。

ウ 事業の対象者は、バスターミナルの利用を考慮したものであること。

エ 料金設定が著しく高額とならないこと。

(7) 利用料金に関すること。

ア 利用料金の徴収に関する業務を行うこと。

イ 利用料金を徴収する場合には、利用料金の減免、利用料金の還付その他利用料金の徴収に関する業務を行うこと。

ウ 指定期間終了日以降の使用に係る利用料金を事前に收受した場合は、当該利用料金に相当する金額を次期指定管理者に引き継ぐこととする。

(8) 施設賠償責任保険に加入すること。

ア 特約種類・施設管理者

① 身体上の損害については、限度額を被害者1名につき金1億円以上、かつ、1事故につき金5億円以上とすること。

② 財物上の損害については、限度額を1事故につき金1千万円以上とすること。

イ 特約種類・自動車管理者

① 財物上の損害については、限度額を1事故につき金1億円以上とし、必要に応じて加入すること。

(9) 利用者の安全の確保に関すること。

ア 利用者の安全対策、監視体制等について、各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万一に備えて従業員を訓練すること。

イ 緊急対策、防犯・防災対策等の安全を確保するための各種マニュアルを作成するとともに、従業員を指導し、万一に備えて従業員を訓練すること。

ウ 事故が発生した場合、高知市と協力して速やかに必要な措置を講ずるとともに事故の原因調査に当たること。

(10) 個人情報等の保護に関すること。

個人情報の取扱いについては、はりまや橋観光バスターミナル管理運営に関する基本協定書の別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報の取扱いについても必要な対策を講じること。

(11) 情報公開に関すること。

管理業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めるとともに、閲覧等の請求があったときは、速やかに、これに応じること。

(12) 業務報告に関すること。

ア 年度終了後、4月30日までに事業報告書を提出すること。

イ 毎月終了後、利用状況等を翌月の10日までに提出すること。

ウ その他、高知市が必要とする報告書を提出すること。

(13) 飲食物及び物品等の販売業務に関すること。

バスターミナル内において、飲食物及び物品等の販売をする場合には、事前に市長の許可を得ること。

(14) その他管理運営に関し必要な業務

許認可等の取得、監督官庁への届出業務を必要に応じて行うこと。

7 業務の再委託の禁止について

業務の全部又は別紙「施設及び設備の維持管理基準」のうち、①はりまや橋観光バスターミナル運営業務（個人情報処理を含む。）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、バス誘導業務や清掃・設備の保守点検など個別具体的な業務を高知市と事前に協議の上、第三者に委託することは差し支えない。

8 立入検査について

高知市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等及び管理運営について実地検査を行う。

9 備品等の所有権

指定管理者に貸し付ける備品や寄贈品等については、高知市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。指定管理者が、自ら購入・搬入し、又は設置しようとする場合は、その是非や所有権等について事前に協議すること。

10 業務の引継ぎ等

- (1) 指定管理者は本業務の終了（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合等を含む。）に際し、高知市又は高知市が指定するものに対し、引継ぎ等を行うこととする。
- (2) 協定期間の開始前に、管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行うこととする。
- (3) 令和6年度中に前指定管理者が收受したバスタークニナルの使用に係る利用料金（令和7年4月1日以後の利用に限る。）については、指定管理開始後に、協議の上、引き継ぐこととする。
- (4) 本業務の終了前に指定管理者が收受したバスタークニナルの使用に係る利用料金（業務の終了日の翌日以後の使用に限る。）については、次期指定管理者による指定管理開始後に、協議の上、引き渡すこととする。

11 リスク分担

施設の管理運営に伴うリスク分担については、「リスク分担表」に定めるとおりとする。

12 特定業務委託契約に関する事項

本業務に関し高知市が指定管理者と締結する協定は、高知市公共調達条例に規定する「特定業務委託契約」に該当するものであり、高知市は、同条例第8条の規定に基づき協定において次の事項を定めるものとする。

- (1) 台帳の作成及び提出に関する事項
- (2) 特定業務委託契約に係る事項の周知に関する事項
- (3) 対象労働者からの申出への対応に関する事項
- (4) 労働報酬の支払いに関する事項
- (5) 不利益な取扱いの禁止に関する事項
- (6) 誓約書の提出に関する事項
- (7) 立入調査への対応に関する事項
- (8) 是正措置への対応に関する事項
- (9) 指定管理者の指定の取消し等に関する事項

13 障害者差別解消法に関する事項

公の施設の管理運営を行うことを鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に定める障害者への合理的配慮の提供については、「高知市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、本市職員に準じた対応に努めること。

14 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は高知市と協議し決定すること。